

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 貫名 功二 八代市萩原町1-708-2
契約締結日	平成30年 7月23日
契約の相手方の 氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,328,480-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,328,480-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名：ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託業務

2. 履行場所：北九州市若松区響町1丁目62番24

3. 隨意契約の相手方：名称 中間貯蔵・環境安全事業（株）
北九州P C B処理事業所
住所 北九州市若松区響町1丁目62番24
電話 093-522-8588

4. 隨意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

八代河川国道事務所が保有しているポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B廃棄物」という）について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という）に従い、廃棄処理を行うことを目的とする。

2) 当該業務の内容

本業務は、P C B廃棄物（水銀灯用安定器）の処理を行うものである。

3) 隨意契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、特別措置法に基づき、熊本県が定めた処理計画に従い、業務を実施する必要がある。

熊本県が定めた処理計画において、熊本県内のP C B廃棄物の処理施設として指定しているのは、中間貯蔵・環境安全事業（株）北九州P C B処理事業所ただ一社のみである。

以上のことから、本業務を遂行するためには、中間貯蔵・環境安全事業（株）北九州P C B処理事業所が唯一の契約相手方と判断するものである。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記相手方と随意契約を締結するものである。

八代河川国道事務所 調査課長 富本 和也